

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷一十二第

行發日一月八年四十四正大

論叢

商書周書に見はれたる政治經濟思想……………法學博士 田島 錦治

公益上の免稅……………法學博士 神戶 正雄

運賃論見たる繫船同盟と海運同盟……………法學士 小島昌太郎

自殺統計論……………法學博士 財部 靜治

說苑

徳川時代岡山江戸間の海運……………經濟學士 黒正 巖

リカアドに於ける労働價值法則の妥當性に就いて……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

近世農村の性質……………經濟學博士 本庄榮治郎

社會統計てふ名目の意義……………法學學士 財部 靜治

手形交換制度の先驅としての里昂のベイマン……………經濟學士 小川福太郎

物價の變動と從量稅……………法學士 沙見 三郎

法令

漁業共、施設獎勵規則・漁業財團抵當登記取扱手續・職業紹介法施行令中の改正・關東州の生産に係る物品の輸入税の免除に關する法律・國有林野火防組合規程・預金部預金を郵便貯金に振替の件

(禁轉載)

稅源——租稅客體——課稅標準——課稅單位

——稅率——租稅額

即ち第一の階段としては、先づ稅源に於て結局何より支拂はしむべきかを明かにし、更にこの稅源より租稅を徵收する爲めには如何なる物體に課稅すべきや、即ち租稅客體の問題を定めねばならぬ。實質的及び形式的財產稅の可否の問題、單一稅の得失の議論、租稅制度の編成方法等の財政學上重要な凡ての問題は、この第一の階段に含まれてゐるのである。

次に第二の階段に於ては、租稅客體に關連して課稅の標準となるべきものを定め、この課稅標準の一定量たる課稅單位に一定の稅率を乘じ租稅額を算定するのである。この場合に、課稅標準従つて課稅單位が數量にて示さるゝ時には、之に對する稅率を金額にて示し、又課稅單位が金額によつて現はさるゝ際には、稅率を百分比の形にて示すのである。所謂從量稅と從價稅との區別は、この點より生ずる。即ち

$$\text{從量稅} = \text{課稅單位(數量)} \times \text{稅率(金額)}$$

物價の變動と從量稅

沙 見 三 郎

租稅は之を稅源より徵收するものである。然し課稅技術上の關係からして、稅源を直接に捕捉する事を避け、通常次の如き經路を辿る事となつてゐる。¹⁾

1) G. François, op. cit. p. 6rr.
2) C. A. Conant, op. cit. p. 240.

1) 詳細は小川博士：租稅論 36 頁以下に譲る。

從價稅＝課稅單位(金額)×稅率(百分比)

なる表式の示すが如く、地價(課稅單位)百圓につき百分の四(稅率)を徵收する地租は從價稅にして、造石高(課稅單位)一石につき十八圓(稅率)を課する麥酒稅は從量稅に屬してゐる。

課稅の第一の階段は、この第二の階段をへて始めてその所期の目的を達する事が出来る。第二の階段が好都合に運ばなければ、第一階段に如何なる理想を畫いて置いても、結局は無意味に歸するのである。現に、第二の階段に於て從量稅の形式をとれる租稅が、物價變動なる大事實に直面したが爲めに、第一階段に於て立法者の豫想だになかつた結果を齎してゐるのである。以下私は「物價の變動と從量稅」の問題を中心にして、課稅の第一階段と第二階段との關係を明にする。尙、本問題に關しては、已に神戸博士が理論的に論じ盡してゐられるから、私は専ら、我國に存する現實の數字に立脚して問題を扱ひたいのである。

二

雜錄 物價の變動と從量稅

我國の酒稅は、酒類の消費により示さるゝ所得を稅源とし、酒類の醸造と云ふ事實を租稅客體とし、酒類の造石高を課稅標準に定め、課稅單位は造石高一石、而して稅率を金額によつて定めてゐる。²⁾ 問題は、第二階段に屬する酒類の從量稅率が、第一階段の出發點たる稅源即ち酒類の消費により示さるゝ所得に適合するや否やに存する。

酒稅の重要なものとしては、清酒の造石稅と麥酒稅とを擧げる事が出来る。過去二十年間の清酒及び麥酒の稅率を掲げると、次の如くである。清酒については、特に滓引減量を顧慮し稅率に換算を加へて置いた。

第一表

麥酒一石につき	
三十四年十月以降	七圓
三十七年四月以降	七圓五十錢
三十八年一月以降	八圓
四十一年三月以降	十圓
七年四月以降	十二圓
九年八月以降	十八圓

第二十一卷 (第二號一三九) 二八七

2) 神戸博士：不景氣と租稅(經濟論叢第十八卷第四號)

3) 小川博士：稅制整理論 379 頁

雜錄 物價の變動と從量稅

清酒一石につき

三十四年十月以降 十四圓七十錢

(十五圓但し淨引減量百分の二)

三十七年四月以降 十五圓十九錢

(十五圓五十錢但し淨引減量百分の二)

三十八年一月以降 十六圓六十六錢

(十七圓但し淨引減量百分の二)

四十一年三月以降 十九圓六十錢

(二十圓但し淨引減量百分の二)

七年四月以降 二十一圓八十五錢

(二十三圓但し淨引減量百分の五)

九年八月以降 三十一圓三十五錢

(三十三圓但し淨引減量百分の五)

十一年四月以降 三十圓六十九錢

(三十三圓但し淨引減量百分の七)

第一表によると、麥酒稅率は明治三十七年より最近に至る迄に七圓五十錢より十八圓に二倍半に増加、同一期間内に清酒稅率は十五圓十九錢より三十圓六十九錢に約二倍となつたのである。

一方麥酒及び清酒一石の價格は、この間にどんな變化を呈してゐるであらうか。此目的の爲

第二十一卷 (第二號一四〇) 二八八

めに、明治三十七年度より大正十一年度に至る主稅局統計年報書の物價表より、麥酒と清酒との石當り卸賣値段(全國平均)を選び出し、第二表に收めた。清酒の銘柄としては、最初の年次には地廻古酒を採つたのである。問題の性質からすれば、清酒麥酒の小賣値段を調べ且つ毎月にわたり算定すべきであるが、適當の材料がないので断念した。

第二表

年	麥		清酒(地廻)	
	上等品	下等品	上等品	下等品
三十七年	五・五	四・五	五・六	三・六
三十八年	五・三	四・三	五・六	三・六
三十九年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十一年	五・三	四・三	五・六	三・六
四十二年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十三年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十四年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十五年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十六年	五・五	四・五	五・六	三・六
四十七年	五・五	四・五	五・六	三・六

麥酒 (地廻)

年	麥酒		清酒 (地廻)	
	上等品	下等品	上等品	下等品
四 年	五五・六一	四九・八六	四・九五	三・八三
五 年	五三・二	三三・三	四・四三	三・七九
六 年	五二・五	三三・四	五・七七	四・三
七 年	五〇・五	三三・四	五・七	四・三
八 年	五〇・三	三三・四	五・九	四・三
九 年	五〇・元	三三・五	五・五	四・三
十 年	四三・五	三三・四	五・〇	四・三
十一年	四〇・〇	三三・七	五・〇	四・三

第二表によれば、麥酒及び清酒の價格は、この二十年間に非常に變動したのであつた。麥酒は、上等物が最低五拾四圓より最高が百拾五圓を示し、下等物が四拾八圓と百壹圓との間を往來してゐる。清酒にありては、上等品が參拾四圓より九拾九圓に變動し、下等品が最低貳拾八圓より最高七拾八圓に上つたのである。

以上の如く、清酒と麥酒とに於ては、從量稅率も又課稅單位たる石當りの價格も、共に變動したのである。更に進んで兩者の關係を明かにせねばならぬ。

雜錄 物價の變動と從量稅

三

清酒及び麥酒に於て、課稅單位の價格に對し從量稅率が實質上如何なる割合を占めてゐるかを調べる爲めには、上記第一表の稅率と第二表の價格とを比較對照せねばならぬ。此場合に、第二表の清酒及び麥酒の石當り價格と、第一表の從量稅率とを、如何に組み合はすかを考へる必要がある。この組み合はせの問題は、麥酒では餘り重要でないが、清酒では稅率の變動の時期及び事情により價格變動の時期に影響が來るから、一應顧慮せねばならぬ。此所では、計算の便宜上、各年度の清酒及び麥酒の石當り價格を分母とし、當該年度の從量稅率を分子として計算を行つた。第三表は其結果である。

第三表

年	麥酒の實質的稅率		清酒の實質的稅率	
	上等品	下等品	上等品	下等品
三十七年	二二・〇%	三三・四%	四四・九	五三・五%
三十八年	二二・九	三三・一	四四・九	五三・四
三十九年	二二・九	三三・二	四二・三	四九・五
四十年	二二・九	三三・〇	四〇・七	四七・九

年	麥酒の實質的稅率		清酒の實質的稅率	
	上等品	下等品	上等品	下等品
四十一年	一六・九	一九・三	卅二	卅八
四十二年	一六・八	一八・七	卅六	卅三
四十三年	一七・三	一九・八	卅三	卅一
四十四年	一六・六	一八・三	卅七	卅九
四十五年	一七・〇	一九・一	卅一	卅二
二年	一六・八	一八・八	卅〇	卅六
三年	一七・六	一九・七	卅六	卅四
四年	一八・三	二〇・〇	卅七	卅九
五年	一七・八	一九・一	卅三	卅七
六年	一五・二	一六・八	卅八	卅五
七年	一五・七	一七・二	卅二	卅五
八年	一三・六	一四・二	卅〇	卅五
九年	一五・六	一七・六	卅五	卅八
十年	一六・〇	一八・三	卅六	卅九
十一年	一六・三	一八・四	卅〇	卅〇

第三表を瞥見すると、二つの事實を容易に發見する事が出来る。一は、相等しき從量稅率が見せる事、二は、從量稅率の變動と實質的の稅率との變動とが別箇の方向を辿つてゐる事である。

第一表にて明かなるが如く、麥酒及び清酒の稅率は三十八年、四十一年、七年、九年の四回に上つてゐるが、その凡ての場合に於て實質的稅率は形式的從量稅率よりも上り方の程度少く、特に大正七年の清酒の從量稅の引上げの際の如き實質的の稅率は返つて前年より低下してゐると云ふ變態を呈してゐる。更に大正十一年には、洋引減量の増加により酒造稅率は下つてゐる筈であるのに、實質上の稅率は、逆に上昇してゐると云ふ有様である。又麥酒及び清酒の從量稅率が變動なき際に實質的稅率が單獨に變化してゐる事は、隨所に之を見受ける事が出来る、殊に大正四年及び八年の麥酒及び清酒には其傾向が著しく現はれてゐる。物價騰貴の際には實質的稅率減じ、物價下落の時には實質的稅率が増加してゐる。立法者の定めたる形式的稅率を離れて實質的の稅率が自由に動いてゐるのは、これ全く清酒及び麥酒の價格の變動の齎した結果である。

更に上等品と下等品との實質的稅率を比較すると、麥酒と云はず清酒と云はず、常に下等品が上等品よりも餘計の割合の稅率を負擔する結果となつてゐる。思ふに、貧者の使用する下等品に軽く、富者の消費する上等品に重く課稅すると云ふのが、近代の租稅理論を通貫する精神である。然るに、麥酒及び清酒の課稅の中には此精神と全く背弛した逆進稅の實例を發見する事が出来るのである。これ亦等級なき從量稅の齎せし結果である。

四

從價稅は、課稅標準より課稅單位をへて稅額を算定するに當り、一定した百分比の稅率を用ひてゐる。従つて課稅標準の算定の難關——例へば地租に於ける地價の評定の如き——を通り抜けさへすれば、稅率の定め方一つによつて豫期の効果を收める事が出来る。これに反し、從量稅は、課稅標準算定の困難をなめる必要はないが、課稅單位の價格の變動に應じ絶えず稅率を變更せねばならぬ。然らずんば上記の如き不

都合を生ずるのである。

從價稅主義と云ひ從量稅主義と云ひ、要は實質的に適切に稅源を捕捉するにある。課稅技術の實狀から云へば、或は現行の等級なき從量稅主義が麥酒及び清酒の課稅に適當してゐるかも知れない。然し、物價の變動せざる時に已に逆進稅の結果を來たし、更に物價變動の際には其都度實質的稅率を亂調子に動かしむるが如き結果を齎す様であると、果して適切に稅源が捕捉せられてゐるかどうか頗る疑問である。而して此種の新難は、程度の差こそあれ、等級なき從量稅を採用せる凡ての租稅に適用せられるのである。

物價變動なる大事實は、立法者の形式的に定めた從量稅率を無視して、單獨に租稅負擔の實質的關係を變革して行くのである。事實の力の前に出ては、從來の租稅立法者の豫期は餘りに無力であつた。(二四、七、一三)

と同様のものが存在して居つたといふことが出来るであらう。従つて又此ペイマンは *Francs* のいふ如く、十六世紀のヴェニス、セントジョージ、アムステルダム、ハンブルヒ、ニユルンベルヒ等の振替銀行に於て行つたところの同一振替銀行に勘定を有する當事者間の貸借の帳簿上の振替よりも、更に進歩したる決済方法であつたとも稱し得るであらう。¹⁾ (尙此のペイマンは佛蘭西革命の頃迄存続したといはれてゐる²⁾)